

居宅介護支援事業所運営規程

事業所： 広島医療生活協同組合
広島医療生協居宅介護支援事業所

1. 運営規程

(1) 事業の目的

事業所(居宅介護支援事業所)は、利用者が自宅において日常生活を営むために必要なサービスを適切に利用できるよう、利用者の心身の状況等を勘案して、利用するサービスの種類及び内容、担当する者等を定めた居宅サービス計画(ケアプラン)を作成するとともに、当該計画に基づいてサービス提供が確保されるよう事業者等との連絡調整その他の便宜の供与を行います。

(2) 運営方針

- ①居宅介護支援にあたっては、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき、適切なサービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう努力いたします。
- ②居宅介護支援にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることがないよう、公正中立に行います。
居宅介護支援を行う介護支援専門員は、利用者・家族に対して、ケアプランを位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所紹介を行います。また、利用者・家族は当該事業所をケアプランに位置付けた理由を介護支援専門員に対して求めることができます。
- ③居宅介護支援に当たっては、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するよう行うとともに、医療サービスとの連携に十分配慮いたします。
- ④事業者は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者やその家族、事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、利用者についての解決すべき課題を把握し、必要に応じて居宅サービス計画の変更、事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- ⑤前項の居宅サービス計画の実施状況、解決すべき課題等について適切な記録を作成・保管し、利用者に対して継続的に情報提供、説明等を行います。

(3)事業所の名称

①名称 広島医療生協居宅介護支援事業所

②所在地 広島市安佐南区中須2丁目19番6号 虹の会館3階

2. 担当の介護支援専門員等

① 担当の介護支援専門員が、サービスについてのご相談・ご意見をうかがいます。ご相談ください。

* 当事業所居宅介護支援専門員

氏名：丸下 智由紀

氏名：松川 雅子

氏名：大久保 珠美

氏名：飯田 涼子

氏名：山地 恭子

氏名：眞崎 有香

氏名：櫻下 美紀

氏名：迫田 清文

3. 市町村への届出

この居宅支援のサービスを受ける際には、その旨を市町村に届け出て、被保険者証に記載する必要があります。具体的な手続きは、上記の居宅介護支援専門員にご相談ください。

4 サービス提供の記録等

- (1) サービスを提供する際には、あらかじめ定めた「居宅サービス計画書」等の書面に必要事項を記入し、サービス利用前に利用者に説明し、確認を受け交付します。
- (2) 事業者は、1ヶ月ごとに「居宅サービス計画」の内容に沿って、サービス提供や目標達成等の状況に関するご意見をうかがい、所定の様式に記載して必要な場合にはサービス計画の見直しを行います。
- (3) 事業者は、「居宅サービス計画書」や「サービス利用票」、その他サービス提供に関する記録を当該「居宅サービス計画書」有効期間完了後2年間または5年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

5. 利用者負担金

(1) 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払いは受けません

(2) 介護支援専門員が通常のサービス地域を越える地域に訪問・出張する必要がある場合には、その旅費(公共交通機関料金実費又はガソリン代1kmあたり10円)の支払いが必要となります。

(高速道路を利用した場合その利用料金を頂く場合があります。)

6. キャンセル等

- (1) 認定調査、居宅サービス計画の変更、事業者との連絡調整等について利用者が行った依頼等を取り消す場合も、速やかに下記の連絡先までご連絡ください。

連絡先(電話): 082-879-1870

- (2) 利用者は、1週間以上の予告期間があれば、契約全体を解約することもできます。(契約書6条)
- (3) 居宅介護支援のサービス提供のキャンセル、又は契約の解約の場合にも、キャンセル料等は必要ありません。

7. 個人情報の保護等

- (1) 事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合をのぞいて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- (2) あらかじめ文章(別紙個人情報使用同意書)により利用者の同意を得た場合は、前項の規定に関わらず、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。
- (3) 担当者会議以外で個人情報を使用(情報の提供を)する際は、利用者に報告します。
- (4) 医療との連携をはかるために、必要に応じて、利用者に関わる情報を医療機関・薬局・歯科などへ報告します。
- (5) 通常、個人情報の記載されたファイル・利用票の控え等は、専用のロッカーに保管し、営業時間外は鍵を掛けて保護します。

8. 虐待防止に関する事項

- (1) 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、下記の事を行います。
 - ・ 虐待を防止するための職員の研修
 - ・ その他、虐待防止のための必要な措置
 - ・ 事業所は擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに市町村に通報します。

9. 苦情対応

- (1) 事業所に関するご相談・苦情を承ります。迅速かつ適切に対応する為に窓口を設けます。苦情は常設の窓口で受付け、医療生協クレーム対応マニュアルに沿って対応します。苦情を受けた場合、内容を記録し、市町村等の紹介に応じます。お急ぎの場合、担当者が不在の場合でも他の職員がお話をお伺いいたします。

窓口相談の連絡先： 管理者氏名	丸下 智由紀
(電話) 082-879-1870	(FAX) 082-879-7764

- (2) 利用者又はその家族は、提供した居宅介護支援に何らかの苦情がある場合又は事業者が作成した居宅サービス計画に基づいて提出された居宅サービスに苦情がある場合には、事業者・市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

広島県国民健康保険団体連合会	(電話)082-554-0783
広島市役所健康福祉局高齢福祉部介護保険課	
	(電話)082-504-2183
安佐南区厚生部高齢介護係	(電話)082-831-4943
安佐北区厚生部高齢介護係	(電話)082-819-0621

- (3) 事業所は、利用者が苦情申し立て等を行った事を理由として何ら不利益な取扱いをする事はありません。

10. 事故発生時の対応

居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、利用者や家族と連絡を密に取り、内容・状況を速やかに把握します。また、原因を解明し再発防止の対策を利用者や家族に説明・提案し対策を講じます。(所定の報告用紙を備え付けています)。ただし、事故の内容によっては市町村担当課へ報告することがあります。

11. 損害賠償

事業者は、居宅介護支援の実施にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

加入損害保険	民医連医療・介護総合保険制度
--------	----------------

12. 従業者の職種・員数および職務内容

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする

(1) 管理者 1名（常勤 介護支援専門員と兼務する）

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供にあたります

(2) 介護支援専門員 8名（常勤専従 3名、常勤兼務 1名、非常勤専従 4名）

介護支援専門員は指定居宅介護支援の提供にあたります

(3) 従業員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持します

(4) 事業所は、従業者であったものに業務上知り得た利用者または、その家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とします。

13. 営業時間

月～金曜日 8:30～17:00

土曜日（第1、第3、第5） 8:30～12:30

《休業日》 日曜日、祝日、第2・4土曜日、

8月15日、年末年始（12月29日～1月3日）

* 上記時間帯以外は転送電話により当番職員が対応します。

14 通常の事業の実施地域

安佐南区・安佐北区

附則

この規程は2020年1月16日より施行する

この規程は2019年12月16日より施行する

この規程は2019年8月1日より施行する

この規程は2019年6月1日より施行する

この規程は2019年4月1日より施行する

この規程は2021年3月1日より施行する

この規程は2021年4月1日より施行する

この規程は2021年8月1日より施行する

この規程は2021年9月1日より施行する

この規定は2022年6月1日より施行する

この規定は2022年11月1日より施行する

この規程は2023年11月1日より施行する

この規程は2024年4月1日より施行する

この規程は2024年10月1日より施行する